

令和3年皆野町農業委員会第7回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年7月26日（月）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

2件

8. 事務局 新井敏文、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長  
あいさつ

皆さんこんにちは。今お話がありましたように梅雨明け後暑い日が続いて下ります。また、やっと雨が降るかなと思ったら、雨は雨でも台風の雨で心配なところもあるわけですが、明日、明後日あたりは雨が降りそうです。雨は良いのですが、あまり荒れないで通り過ぎて貰えればと思っております。

本日も暑い中、時間前にお集まりいただきありがとうございます。そんなに時間は掛からないかと思いますが、慎重にご審議いただきませうようお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長をお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

7番、齊藤三恵子委員

8番、葦原義人委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

7番、齊藤三恵子委員

8番、葦原義人委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。

日野沢区域  
担当高橋委員

16日に事務局と高橋委員とお世話になりました。  
〇〇に入って100m行った左下、道下が現場です。  
住宅の増築部分、写真を見て貰うとわかると思いますが、斜めのところが増築部分だと思います。  
申請どおりで問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の12番、高橋健一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

12番  
高橋委員

はい、私も16日に同行させていただきました。  
ただいま高橋委員からも説明がありましたが、この家は私が小さい頃から知っている家庭です。〇〇〇〇さんはこの家を引き継いでいるとのことですが、両親が亡くなってから何十年と誰も住んでいないお宅になります。細かい経緯は分かりませんが、追認申請であり、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。  
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題といたします。  
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に

対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

はい、16日の日に事務局と黒澤委員、私の3人で現地確認に行つて参りましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇の前を入れて行く道があるのですが、そこをしばらく行くと〇〇〇の方に行く道です。

〇〇〇の駐車場から200mくらいの右側に〇〇〇がカーブにありますが、そこにわずかですが上っていく道がありまして、10m近くですかね、上っていった右側が申請地になります。

現況写真を見ていただきまして、このようにガーデニングがなされておりました、特に問題は無いかと思えます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の4番、黒澤一雄委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

4番  
黒澤委員

私も同日、田島推進委員さんと事務局と同行して見させていただきました。

田島委員の説明で私の方から補足する事はございませんのでよろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番  
横田委員

転用目的が敷地拡張とのことですが、今住んでいる自宅が何㎡あるのか。一般住宅の500㎡の要件を超えてしまうのか確認したいのですが。

事務局

横田委員から質問のありました件について回答いたします。

公図をご覧ください。購入される〇〇〇〇さんのお宅は色で塗ってある申請地の右側〇〇〇〇と〇〇〇〇が関わってきます。

二つの面積ですが、〇〇〇〇が〇〇〇㎡、〇〇〇〇が〇〇〇㎡と二つ足しても〇〇〇㎡ちょっとで今回を足しても〇〇〇㎡ちょっとで一般住宅の要件500㎡を超えない。

田島委員、黒澤委員からも説明がありましたように既に庭の一部として使っている。物干しであったり、ガーデニングであったり庭として使ってしまった。

一般住宅の要件を超えてこないため、今回のような申請になっております。

浅見会長

よろしいですか。

1 番  
横田委員  
事務局

追認と言っても新しそうですが、いつ頃から庭になったのですか。

今回申請でいただいている始末書には2017年12月となっております。4、5年前になります。

家庭菜園として貸していたようですが、それが段々とプレハブ等が置かれて今のような状態となったようです。

申請人の方も窓口に来たときに自分も70歳を過ぎて高齢になってきて、子供達のために残したくないと整理したいとのことで、今回相対で貸してしまっていたところを整理したいとのことで相談がありまして、こういうことであればとの話になった中で今回の申請に至った経緯があります。

今回の所有権移転で整理したとのことです。

1 番  
横田委員  
浅見会長

わかりました。

他に質疑はございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

番号2について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

同じ16日の日に事務局と齋藤委員と私の3人で現地確認に行つて参りましたので説明いたします。

案内図をご覧下さい。〇〇〇から〇〇〇に向かつて100mくらい進んで行つた道路右側に申請地があります。

ここは四十数年前から住んでいるとのことで、今からどうこうすることもできませんのでこのまま転用して使用していただくほかないと思います。よろしくお願ひいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の7番、齋藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番  
齋藤委員

ただいまの田島委員の説明でこれと云つて問題ありませんので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よつて、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。  
以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。